令和４年５月作成

令和４年度高知県高等学校体育大会

ライフル射撃専門部新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン

１　全般的な事項

（１）参加校のエントリー選手・帯同部員（補助員）・引率者・監督・外部指導者等（以下「大会参加者」という）は、【様式１-１、１-２】高体連主催大会参加　体温・体調チェック記録票（団体票）を各競技大会２週間前から大会参加終了日までチェックし、大会初日には【様式２-１】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認についてと【様式１-１、１-２】の写しを大会本部に提出すること。また、大会日毎に【様式２-２】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についてを大会本部へ提出すること。万が一感染者が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、【様式１-１、１-２】の原本については、２週間保存しておくこと。

　また、参加校は競技期間中に感染者または濃厚接触者および体調不良者が発生した場合には、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。その後は医療機関や保健所、関係機関等及び実施専門部の指示に従うこと。実施専門部は指定書式【様式３】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。

※P10　Ⅳ感染者が発生した場合の基本的な対応について　参照

（２）実施専門部は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報に十分注意しながら、大会参加者から提出された【様式２-１、２-２】の原本および【様式１-１、１-２】の写しを、２週間保存しておくこと。

（３）大会役員等は【様式 1-４】高体連主催大会参加　体温・体調チェック記録票（個票）を大会終了日までチェックし、保存期間（1 月以上）を定めて保存しておくこと。なお、チェック期間に体調不良等が生じた場合には競技担当者へ連絡を取り参加の可否について確認すること。また大会終了後１週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。

（４）参加校及び実施専門部は参加者に陽性者・濃厚接触者が確認、および自宅待機要請者（令和４年４月 22 付け４高保体第 86 号参照）が確認された場合は、医療機関や保健所、関係機関等の指示に従うこと。

（５）参加校は大会終了後も【様式 1-３】高体連主催大会参加後　体温・体調チェック記録票（団体票）を用い、１週間に渡りチェックを継続し、２週間保存すること。

（６）参加校は、競技終了後１週間以内に感染者が発生した場合は、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。実施専門部は指定書式【様式４】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。

※P11　Ⅳ感染者が発生した場合の基本的な対応について　参照

（７）大会参加者は、医療機関や隔離施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送について、各自（各学校）の責任で行うこと。

（８）取材や写真撮影を希望する団体は事前に実施専門部へ連絡するとともに【様式 1-4】高体連主催大会参加　体温・体調チェック記録票（個票）をダウンロードし、各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックすること。取材当日は入場の際に大会本部へ行き「参加者名簿」へ必要事項を記入すること。大会終了後１週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。また個票は保存期間２週間とし、専門部の求めに応じて提出すること。

（９）**安全・安心な大会運営のため、選手・監督等大会関係者は大会期間中のみあらず、日頃から体調管理に十分留意すること。そのうえで、発熱等の体調不良があった場合には、速やかに医療機関による診断を仰ぐとともに、その状況についてチェックリスト等へ誠実に記載すること。**

【様式取扱一覧】

［高知県高等学校体育連盟 HP　https://www.kochinet.ed.jp/kochi-htaiiku/］より DL 可

様式	作成者	内容	保存場所	保存期間
団体票 【様式１-１】 【様式１-２】	参加校	・2 週間体調チェックし作成 ・大会期間中もチェックする ・専門部より求めがあれば原本を提出	各校顧問	大会終了後２週間
団体票 【様式 1-３】	参加校	・大会後１週間体調チェックし作成 ・専門部より求めがあれば提出	各校顧問	
個票 【様式 1-４】	大会役員等 取材団体 （参加校）	・2 週間体調チェックし作成 ・大会期間中もチェックする ・専門部より求めがあれば原本を提出 ※参加選手は団体票【様式１-１、１-２】ではなく個票での対応も認める。運用上の取り扱いは団体票と同義とする	作成者 ※参加選手においては各校顧問	
【様式２-１】	参加校 （学校長）	・大会前 2 週間の健康チェック内容を学校長が確認し、**公印を押印し作成←※注意** ・大会当日に顧問が大会本部へ【様式１-１、１-２】（個票【様式１-４】を用いた場合も同様）の写しを添えて提出	専門部	
【様式２-２】	参加校	・大会日毎に作成 ・大会参加を自粛するものがいる場合は所属長および実施専門部へ状況を報告 ・大会本部へ提出	専門部	
【様式３】	専門部	・競技期間中に 1-（３）に該当する者が出た場合	専門部	
【様式４】	専門部	・競技終了後に 1-（８）に該当する者が出た場合	専門部	

※【様式２-１】は提出がない場合、原則試合への出場が認められないので各校顧問は注意すること。

※大会開催中においても、自校生徒への体調確認等は顧問が責任を持って行うこと。（顧問で判断できないケースが発生した場合には必ず所属長への確認をとること）

2　当日の参加受付時の留意事項

（１）来場者はマスクを着用すること

（２）受付時に手指消毒を行うこと

（３）非接触型体温計で検温する

（４）射場外の水道またはトイレの手洗い場にて石鹸で手を洗うこと

3　大会参加者への対応

（１）参加における体調の確認

大会参加者は以下の事項が記載された【様式１-１、１-２】高体連主催大会参加　体温・体調チェック記録票（団体票）を各競技大会２週間前から大会参加終了日までチェックし、学校ごとに【様式２-１】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認について（団体票）と【様式１-１、１-２】の写しを提出すること。

また、【様式２-２】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についても大会期間中は**大会日ごと**に提出すること。

提出に関しては個人情報の取り扱いに十分注意し、引率責任者（顧問教諭等）が提出すること。

●ア　大会当日の体温

●大会前２週間における以下の事項の有無

イ　平熱を超える発熱がある

ウ　咳、咽頭痛など風邪の症状がある

エ　だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある

オ　嗅覚や味覚の異常がある

イ～オの症状が見られる場合は医療機関等を受診し、団体票（個票）の備考欄にその診断結果等を記載すること

カ　新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある、または学校より自宅待機要請者等として出席停止措置を受けている

キ　同居家族や身近な知人で感染が疑われる方がいる

ク　過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

◎ワクチン接種により体調不良が発生した場合は、顧問に申し出て団体票（又は個票）の備考欄に記載すること

※大会への参加については、大会参加前２週間の健康観察状況（上記ア～ク）と当日の状況から適切に判断し安全・安心を最優先に考え、参加校の責任において決めること。また、医療機関等の指示がある場合は遵守すること。

※各中央競技団体ガイドラインにて大会参加の判断基準が定められている場合はその基準を尊重し、「競技別の感染症拡大防止対策ガイドライン」へ明記すること。

（2）マスクの準備

引率責任者（顧問教諭等）は、大会参加者がマスクを準備しているか確認すると同時に、着用についても徹底指導すること。なお、競技中のマスクの着用は大会参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等、競技を行っていない間、特に会話するときには、必ずマスクを着用すること。

※マスクを着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性がある。

（3）大会参加前後の留意事項

大会参加者は、大会前後のミーティング等においても、3 つの密を避けること、会話時にマスクを着用すること、黙食など感染**症**対策に十分配慮すること。

4　専門部からの留意事項

（1）入場および観戦について

ア　選手並びに部員、及び顧問、役員、保護者のみ入場可能とする

イ　声を出しての応援は飛沫感染の恐れより禁止とする

（2）手洗い場所

ア　手洗い場所は、射場入口の水道またはトイレの手洗い場とする

イ　手洗いは 30 秒以上すること

ウ　手洗い後に手を拭くため、マイタオルを持参すること

（3）休憩・待機スペース

ア　各校の休憩・待機スペースは 50m 射場または射撃場外とする

イ　50m射場内でもマスクは必ず着用すること

ウ　通路での待機は、どうしても必要な場合（例：銃撤去時、試合で射場入場時）だけとし、その時は十分な距離を空ける

（4）洗面所（トイレ）

ア　トイレのふたを閉めて汚物を流すこと

イ　手洗いには石鹸を利用すること

ウ　手洗いは 30 秒以上すること

エ　手洗い後に手を拭くため、マイタオルを持参すること

（5）飲食等について

ア　飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うこと

イ　飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用し、共用はしないこと

（6）大会会場

ア　接触使用する機器についてはシリーズ終了ごとにアルコール消毒を実施する

イ　共同で使用する道具(銃やジャケット等)は使用する度に消毒すること

ウ　アルコールについては専門部が射場内（BR、10m 射場、50m 射場）に設置する

エ　屋内大会となるため、射場内は常に窓を開け十分な換気をする。

（7）ゴミの管理

飲食物等のゴミは、各自で持ち帰ること

5　大会参加者の留意点

（1）十分な距離の確保

競技をしていない間も含め感染予防の観点から、なるべく距離を空ける（感染予防の観点より 1~2m程度)。

（2）その他

ア　タオルの共用はしないこと

イ　飲食については、指定場所で行い静かにしゃべらず黙食すること

ウ　飲みきれなかった飲料等を指定場所以外に流さないこと

6　その他の留意事項

新型コロナウイルスの感染状況に応じて、基本方針や各競技別ガイドラインの内容が変更されることがあるため、参加者は記載内容の変更の有無を適宜確認すること。なお、これらの更新に当たり要項等が変更される場合がある。

Ⅲ　感染者等が発生した場合の対応について

1　感染者等が発生した場合の対応に関する考え方

本基本方針はコロナ禍における高体連主催大会をより安全・安心な大会として実施するために、高体連事務局並びに競技専門部など関係組織と連携のもと、 新型コロナウイルス**感染症の感染及びその拡大防止を目的としている。**

実施専門部は、本基本方針並びに当該中央競技団体が示すガイドライン等に基づき、予め作成した競技ごとの対応策に従い、万全な感染防止策を講じることとする。その上で、万一感染者等が発生した場合においては発生の時期や場所等の違いによらず、**直ちに**医療機関への相談・受診が前提であり、その診断等の結果を受け、保健・衛生機関等の指示に従うこととなる。

本基本方針では感染者等が発生した場合の対応について、幾つかの発生事案を想定し、それらに対する基本的な対応方法等について示すこととする。

高体連事務局並びに当該の専門部においては、 以下に示す基本的な対応例を参考に適切に対応することとする。

なお、 感染者等の発生による各競技大会への参加等の可否判断については、 保健所等の指示を遵守した上で参加校の責任において行うことを原則とする**が、その際は実施専門部および県高体連が示す感染防止対策の内容及び、これに基づく指示等に従うこととする。**

2　感染者、濃厚接触者等の定義

（1）感染者

医療機関による診断の結果、感染者と判定された者。 なお、感染者の発生日とは症状が出始めた日とし、 発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。

（2） 濃厚接触者（自宅待機要請者は同義とする）

濃厚接触者は所轄保健所の判断による。 なお、 濃厚接触者の待期期間は感染者と最終接触した日を 0 日目として、7 日間とする。 （大会参加においては厚生労働省承認抗原定性検査キットを用いての期間短縮は適用しない）

【参考】 厚生労働省が示す濃厚接触者の定義 （一部抜粋）

陽性者と同居している人、陽性者と長時間接触した人、陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い人、マスクなしで陽性者と 1m以内で 15 分以上接触があった人

（３） 体調不良者

平熱を超える発熱や風邪症状（咳・のどの痛み)、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など健康チェック表シートのチェック項目のイからクに該当する者。

３　その他

（１）大会出場辞退等の判断は参加校の責任において行うことを原則とする**が、実施専門部及び県高体連が示す感染防止対策の内容及びこれに基づく指示等に従うこと**とする。

（２）大会役員への対応については 「４　感染者等が発生した場合の基本的な対応について」 に準じて対応する。

（３）各参加校にコロナ対応担当者を設置する （監督・引率教員の兼務を可とする） 。

Ⅳ　感染者等が発生した場合の基本的な対応について

※令和３年度全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針【第３版】を参考に作成

1.大会前に体調不良者および濃厚接触者（自宅待機要請者も同義）が発生した場合

（1）体調不良者が発生した場合

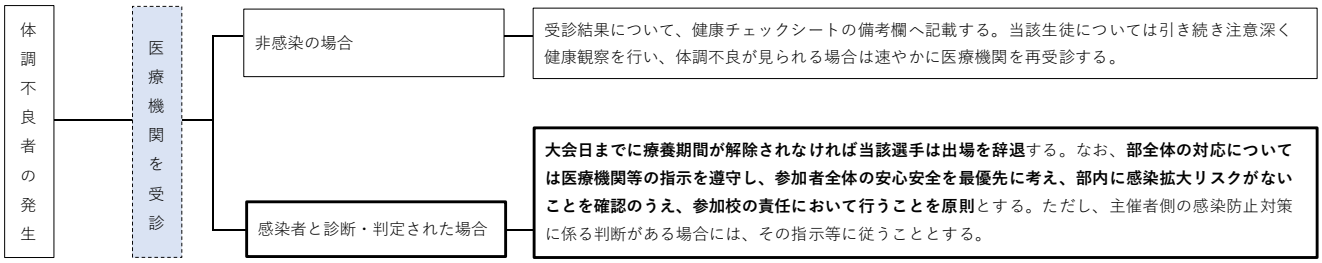

（2）濃厚接触者が発生した場合　※自宅待機要請者も同義

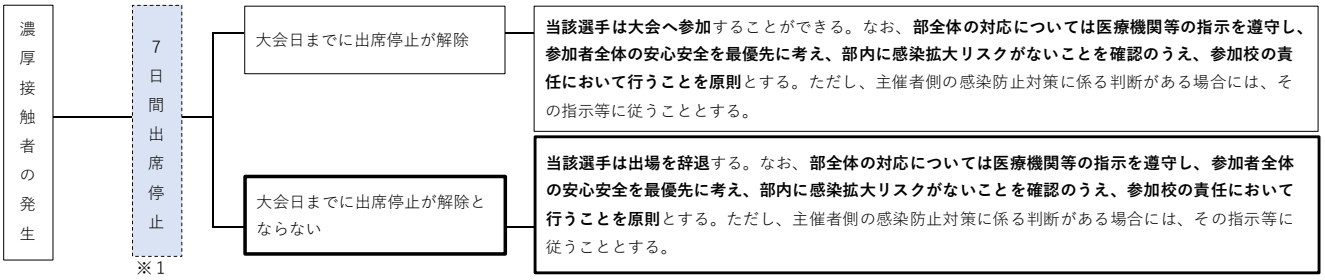

※１　濃厚接触者が抗原定性検査キット（厚生労働省承認）を用いて、待機期間短縮を行った場合は最短５日間のとなる場合があるが大会参加においては適用しない。療養開始より７日間は大会参加は認めないこととする。

2.大会期間中に体調不良者および濃厚接触者（自宅待機要請者も同義）が発生した場合

（1）体調不良者が発生した場合

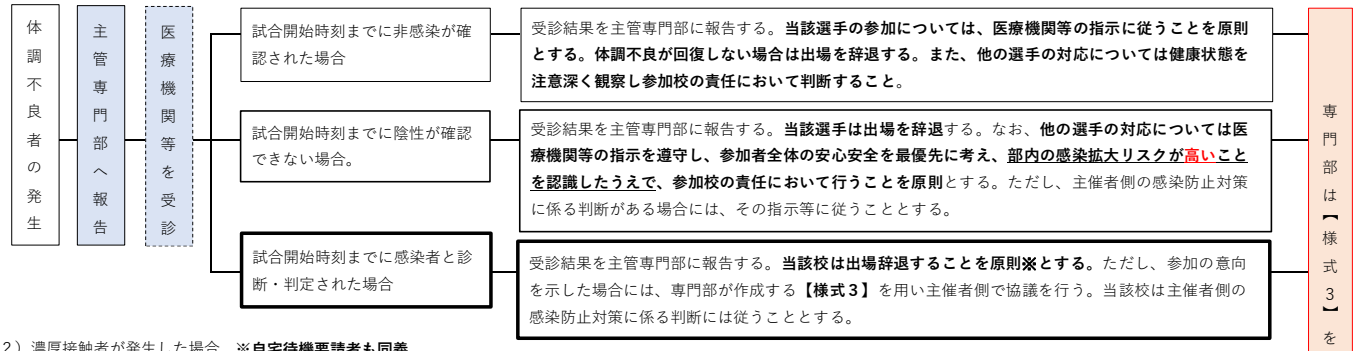

（2）濃厚接触者が発生した場合　**※自宅待機要請者も同義**

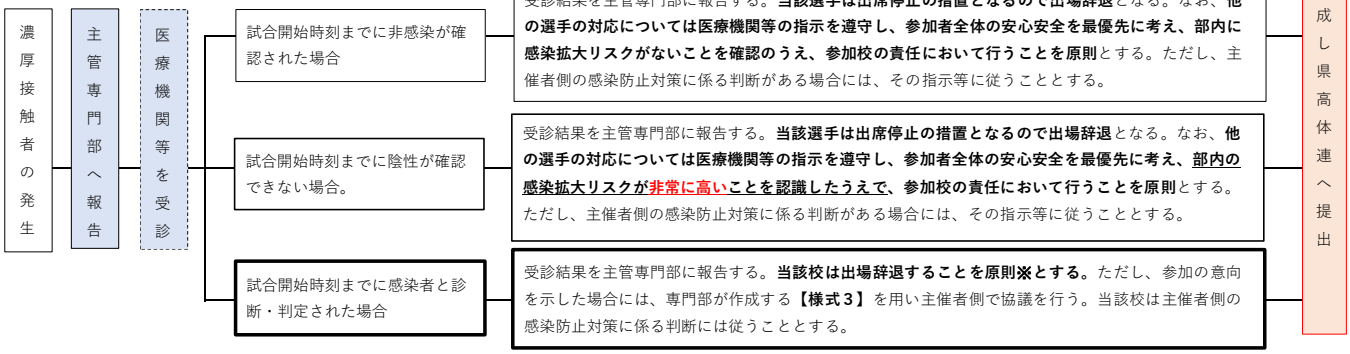

※大会前２週間・および大会中において、完全に活動が分かれているケースについては協議する場合もある
例）同一部の男女・陸上の長距離競技と短距離競技・競技特性　…　等
注）参加校は校内の活動状況により、別競技に参加している自校部活動の参加を辞退するケースも出てくる

3.大会後（１週間）に感染者が発生した場合

（1）体調不良者が発生した場合

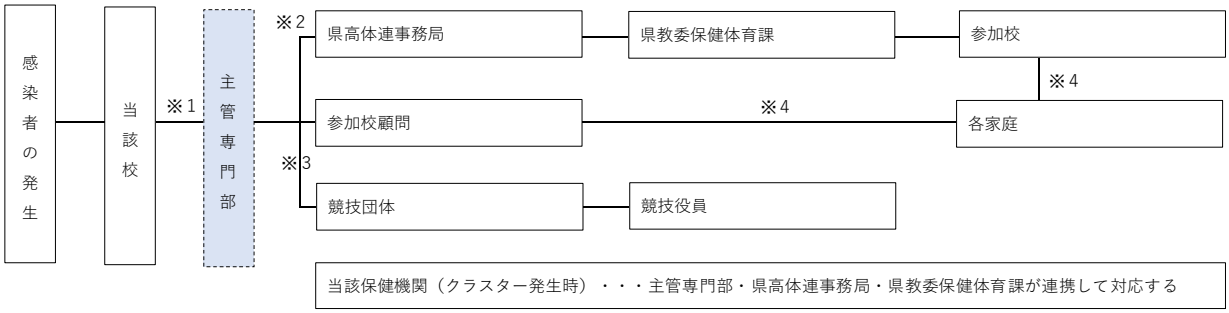

※１　当該校は、大会終了後１週間以内に自校参加者（教職員・生徒・保護者等）より感染者が発生した場合は、主管専門部へ直ちに電話連絡を行うとともに書面にて報告すること。その際の様式は特に定めない。（報告については個人情報保護に十分気をつけること）
※２　**主管専門部は**当該校からの報告書および電話等での確認を行い**【様式４】を作成し県高体連事務局へ提出**する。
※３　感染者発生について必要な情報（会場・日時・危険と思われるスペース　等）については参加校顧問および競技団体等へ速やかに連絡する。
※４　参加校は感染拡大防止のために、専門部からの情報について自校参加者へ注意喚起を行う。